

総合討論「原子力安全の継続的向上のために」
(立地自治体(福井県)からの課題提示)

1. 現状認識(福島第一原子力発電所事故発生から10年近く経過した現状)

(福井県のスタンス)

原子力に対する社会受容性向上のためには、安全・安定運転の実績積み上げが必要

(実績)

- 大飯3, 4号機、高浜3、4号機の4基が再稼働
- 2019年度の稼働率(設備利用率)は、約80%と好調(高浜4号機除く)

しかしながら・・・

- 2020年に入りトラブル発生による発電所の長期停止
 - ①高浜3号機では、前回定期検査に続き、蒸気発生器の伝熱管の外面減肉を確認。原因は異物混入と推定。異物調査等のため長期停止を余儀なくされる。
 - ②大飯3号機で、1次系配管の分岐管にひび割れ。維持基準をもとに、運転再開を望んだものの、規制庁との議論は平行線。結果、配管交換し運転再開する方針に転換。(強加工SCCと推定。国内PWRでは、2007年の美浜2号機に続き2例目)
- 海外知見の情報収集・反映、強加工SCCなどの研究活動は十分であったか？

- 特重期限に伴う発電所停止(高浜3、4号機)
- 発電所内での労働災害多発(今年3月には、高浜発電所で死亡事故発生)

福井県内では、事故トラブル、労働災害の発生、さらに、関西電力の金品授受問題が
県民、国民の信頼失墜に拍車をかけている状態

2. 原子力のリスクに対する議論

(福井県のスタンス)

- 政府は、「規制委員会により規制基準に適合すると認められた発電所の再稼働を進める方針」としている。
- 一方、規制委員会は、「新規規制基準適合は、必ずしも原子力発電所の100%の安全を保障するものではない」とのスタンス。
- このことについて、県民、国民には十分に理解されていないところがある。

<更田委員長と西川元福井県知事との意見交換（2018年6月）>

(更田委員長)

- 「100%の安全」という言葉は、安全性向上の努力に対する強い意志を削いでしまうものであり、常にリスクは残るのだと認識することが、規制当局、事業者、住民の方々にとっても必要なこと

(西川元福井県知事)

- どのようなリスクがあり、それをどのように防止するのか具体的な説明やその積み上げがないと国民の理解は進まない

(更田委員長)

- 確率抜きに安全を語ることは難しく、リスク論の詳細に入る必要がある
- リスク論の立場に立てば、原子力災害であっても、非常に発生確率は低いものの、ゼロになっていくわけではない。これが、様々な印象を与えてしまうことは容易に想像できる。
- 原則である安全神話の復活を許さないという強い決意のもと、どのような対策がとられ、現状がどうかということは発信していく。

リスクについては、受け手側のニーズ（安全かどうか）と発信側の説明（確率論）にギャップが生じている状態。どのような不確実性があり、どこまで分かっているかを、誰が、どのような形（ツール）、機会を通じて伝えていくのが課題

3. 原子力発電所の現場における安全性向上の取り組み

(福井県 (原子力安全専門委員会) のスタンス)

- 新検査制度の導入に対する事業者、規制当局の対応状況を注視しながら、原子力発電所の安全性向上に係る事業者の自主的かつ継続的な改善策について確認する。

○安全性向上評価制度の施行 (2013年12月)

- これまで、再稼働した9基について、各事業者は、規制委員会に対して、定期検査毎に届出を実施。(川内1、2号機は、これまで3回届出)
- 届出書は4章で構成されており、許認可資料の最新版(1章)、保安活動等の評価(2章)、確率論的安全性評価(3章)、総合評価(4章)で構成されている。
 - 幕の内弁当? 多岐にわたっており、何がメインかわかりにくい。
 - 2章は、現時点では旧PSRと同じやり方。「IAEA SSG-25」の趣旨を反映するのは当面先。

事業者、規制当局は、この評価を、新検査制度と融合させていくことが重要

○新検査制度の施行 (2020年4月)

- 規制委員会は、2020年8月に第一四半期の規制検査結果を公表
- この中で、今年4月に発生した「美浜発電所3号機の海水ポンプ自動停止」に関して、「不適切な保全」、「保安規定違反」と判断。
- 一方、福井県としては、原因となった潤滑水流量計の保全に問題はなかったと評価
 - 立地自治体は、長年に渡り安全協定を運用し、事業者と「共通の物差し」を築き上げてきた。
 - トラブルについても、過去事例との整合性、事業者の対応の変遷等をもとに分析が可能。

事業者、規制当局、立地自治体の間で、原子力安全のための共通言語となりうる要素、基盤について議論を進めていくことが重要